

# 資料編



## 1 生活実態調査の結果概要

### 1 調査の概要

#### (1) 調査の目的

この調査は、全ての子どもが生まれ育った環境に左右されず夢と希望を持って成長していけるよう、本計画の策定に向けて子どもの生活状況や保護者と子どもとの関わり、家庭の状況などについて実態を把握することを目的に実施したものです。

#### (2) 調査の方法

○調査対象：市内在住で公立学校に通う小学5年生及び中学2年生の子ども本人とその保護者

○調査対象数：1,489 世帯

	子ども票	保護者票
小学5年生	800 票	800 票
中学2年生	689 票	689 票
計	1,489 票	1,489 票

○調査方法：学校を通じ配付・回収

○調査期間：平成30年10月2日（火）～10月15日（月）

#### (3) 有効回答数（有効回答率）

		子ども票	保護者票
小学5年生	有効回答数	650 票	646 票
	回答率	81.3%	80.8%
中学2年生	有効回答数	542 票	539 票
	回答率	78.7%	78.2%
計	有効回答数	1,192 票	1,185 票
	回答率	80.1%	79.6%

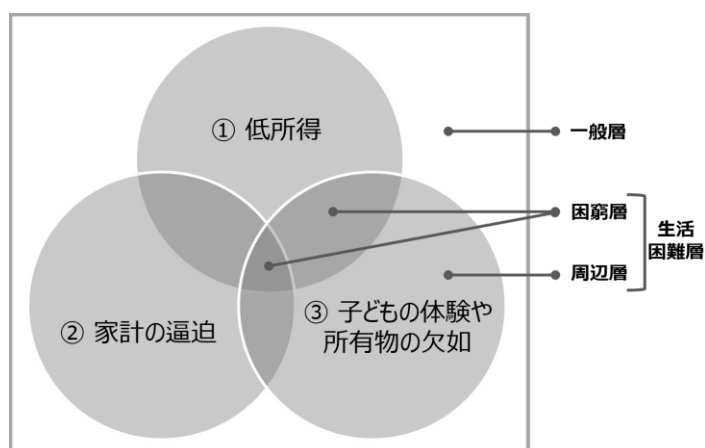
## (4) 本調査における「生活困難」の取扱いについて

本調査では、「生活困難層」等を以下の3つの要素に基づいて分類しています<sup>9</sup>。

①低所得	③子どもの体験や所有物の欠如
<p>等価世帯所得が厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯</p> <p>&lt;低所得基準&gt; 世帯所得の中央値 442 万円 ÷ √平均世帯人数 (2.47 人) × 50% =140.6 万円</p>	<p>子どもの体験や所有物などに関する次の15項目のうち、<u>経済的な理由</u>で、欠如している項目が3つ以上該当</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>海水浴に行く</li> <li>博物館・科学館・美術館などに行く</li> <li>キャンプやバーベキューに行く</li> <li>スポーツ観戦や劇場に行く</li> <li>遊園地やテーマパークに行く</li> <li>毎月お小遣いを渡す</li> <li>毎年新しい洋服・靴を買う</li> <li>習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる</li> <li>学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）</li> <li>お誕生日のお祝いをする</li> <li>1年に1回くらい家族旅行に行く</li> <li>クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる</li> <li>子どもの年齢に合った本</li> <li>子ども用のスポーツ用品・おもちゃ</li> <li>子どもが自宅で宿題をすることができる場所</li> </ol>
②家計の逼迫	
<p><u>経済的な理由</u>で、公共料金や家賃を支払えなかった<u>経費</u>や食料・衣類を買えなかった<u>経費</u>などの7項目のうち、1つ以上に該当</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>電話料金</li> <li>電気料金</li> <li>ガス料金</li> <li>水道料金</li> <li>家賃</li> <li>家族が必要とする食料が買えなかった</li> <li>家族が必要とする衣類が買えなかった</li> </ol>	

## ◆生活困難層（困窮層・周辺層）、一般層

生活困難層	困窮層 + 周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



9 本市の調査における「生活困難層」等の分類方法は、平成29年3月「東京都子供の生活実態調査」と同等。ただし東京都と本市は調査年度が異なり、低所得の判断に使用する国民生活基礎調査の年度が異なるため、上記「①低所得」の低所得基準は東京都と異なっている。

## 2 基本的属性

### 世帯タイプ別の生活困難度

世帯タイプ別に生活困難度を見ると、「困窮層」「周辺層」の割合は二世帯・三世帯のいずれもひとり親家庭の方で高くなっています。厚生労働省「国民生活基礎調査」で、大人が一人の世帯では勤労世代であっても高い割合で貧困状態にあることが報告されていますが、本市も同様の傾向にあります。

#### ● 世帯タイプ別生活困難層の内訳（東京都との比較）

区 分		年 齢 層	ふたり親 (二世帯)	ふたり親 (三世帯)	ひとり親 (二世帯)	ひとり親 (三世帯)
サンプル数		小学5年生	498	55	68	15
		中学2年生	387	42	83	21
生活 困 難 層	困窮層	小学5年生	4.9% (4.0%)	5.7% (8.3%)	29.3% (12.7%)	10.0% (10.7%)
		中学2年生	9.9% (5.2%)	7.4% (3.9%)	29.1% (16.3%)	25.0% (22.0%)
	周辺層	小学5年生	11.0% (13.1%)	8.6% (17.8%)	29.3% (20.2%)	20.0% (38.2%)
		中学2年生	9.5% (12.7%)	18.5% (14.1%)	34.5% (22.9%)	43.8% (30.5%)
一般層		小学5年生	84.1% (82.9%)	85.7% (73.9%)	41.5% (67.1%)	70.0% (51.1%)
		中学2年生	80.6% (82.1%)	74.1% (82.0%)	36.4% (60.8%)	31.3% (47.5%)

※サンプル数とは、生活困難度が判定できた数。

※端数処理の関係で、合計が100%とならない場合がある。

※（ ）内の数値は東京都の調査結果。

本市では、ひとり親（二世帯）の困窮層の割合が東京都よりも高くなっています。

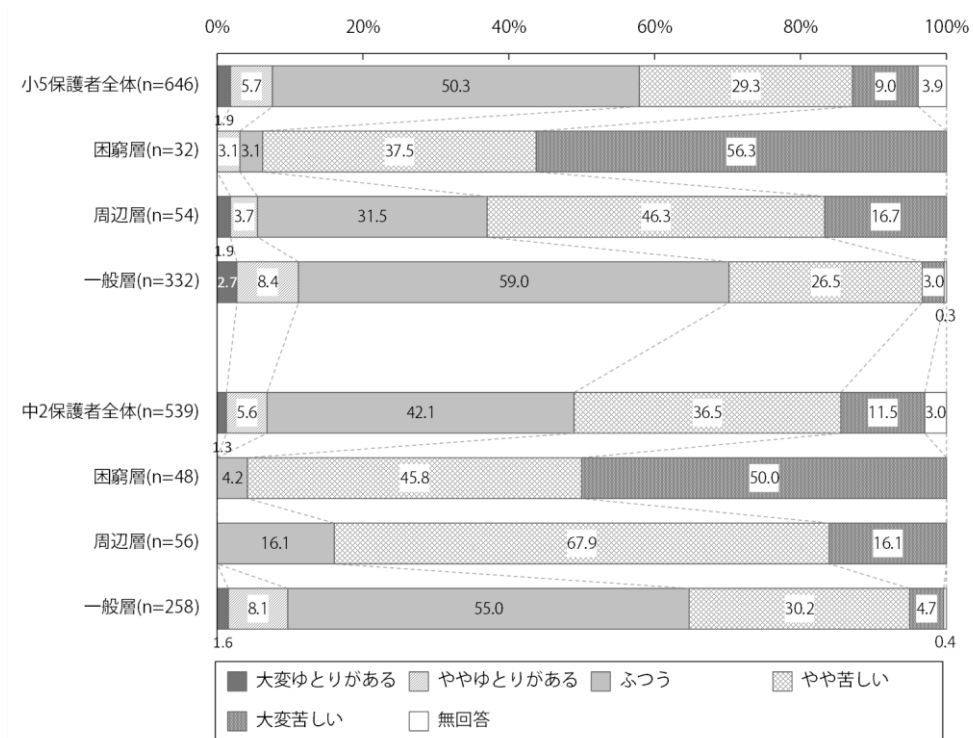
### 3 暮らし・生活環境

#### (1) 主観的な暮らし向き

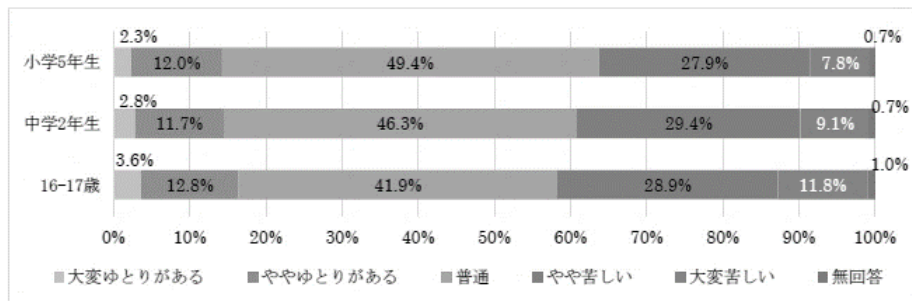
現在の暮らし向きについて、「やや苦しい」「大変苦しい」を合わせた『苦しい』の割合は、小学5年生では38.3%、中学2年生では48.0%となっています。

東京都調査での『苦しい』の割合は小学5年生では35.7%、中学2年生では38.5%となっています。

#### ● 現在の暮らしの状況



#### ● 現在の暮らしの状況（東京都）

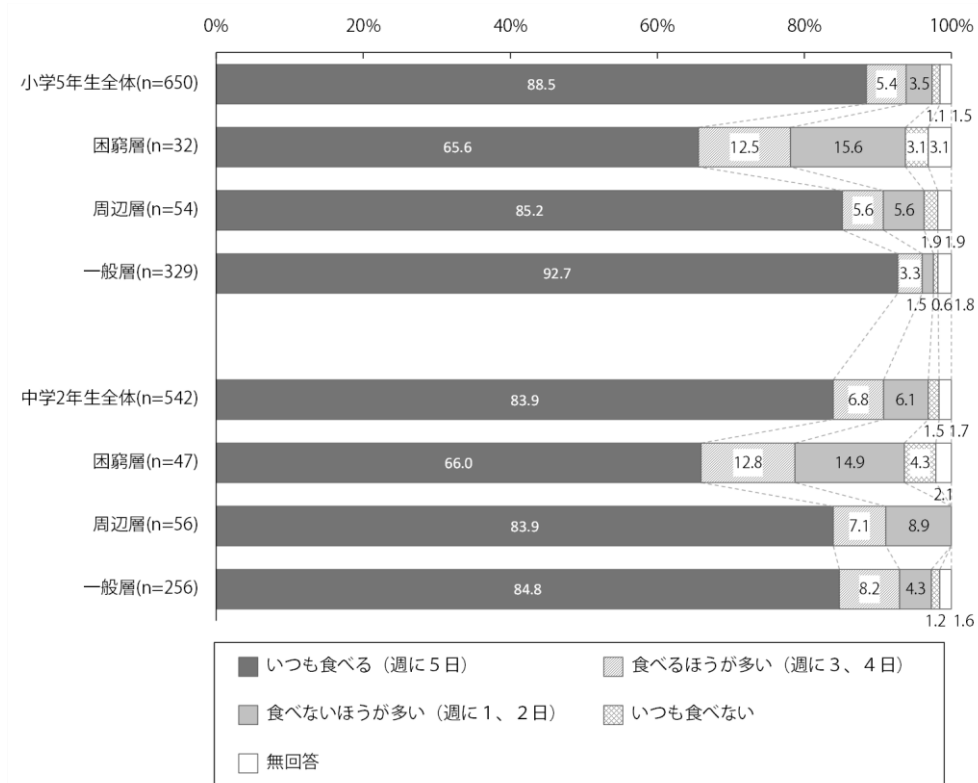


本市では、子どもの年齢が高い家庭で主観的な暮らし向きが悪くなる傾向がみられます。

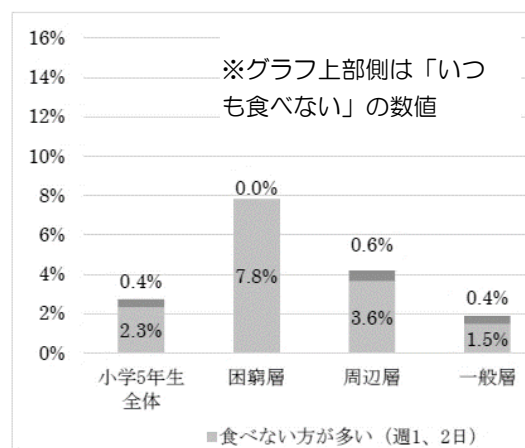
## (2) 朝食の摂取状況

中学2年生の1.5%が朝食を「いつも食べない」、6.1%が「食べないほうが多い(週1、2日)」、困窮層で「いつも食べない」は小学5年生が3.1%、中学2年生が4.3%、「食べないほうが多い(週1、2日)」は小学5年生で15.6%、中学2年生で14.9%となっています。東京都調査では、小学5年生の困窮層で「食べないほうが多い(週1、2日)」が7.8% (いつも食べないは0%) となっています。

### ● 平日(学校に行く日)に朝食を食べる頻度



### ● 平日に朝食を食べる頻度(東京都)

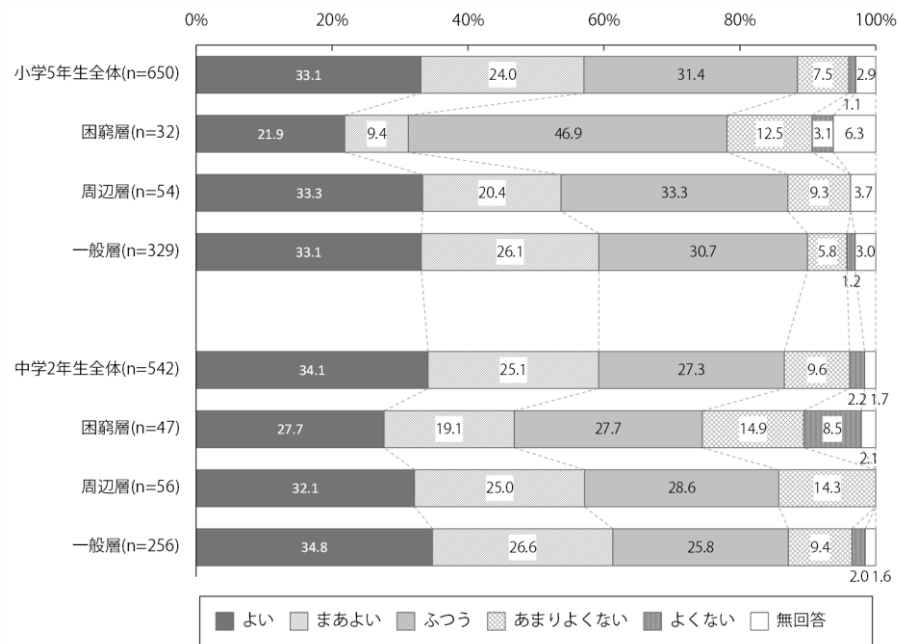


子どもの成長と健康に重要な役割をはたす朝食が、困窮層では小学5年生という大事な時期にとられていない状況がみられ、生活環境の改善が課題と考えられます。

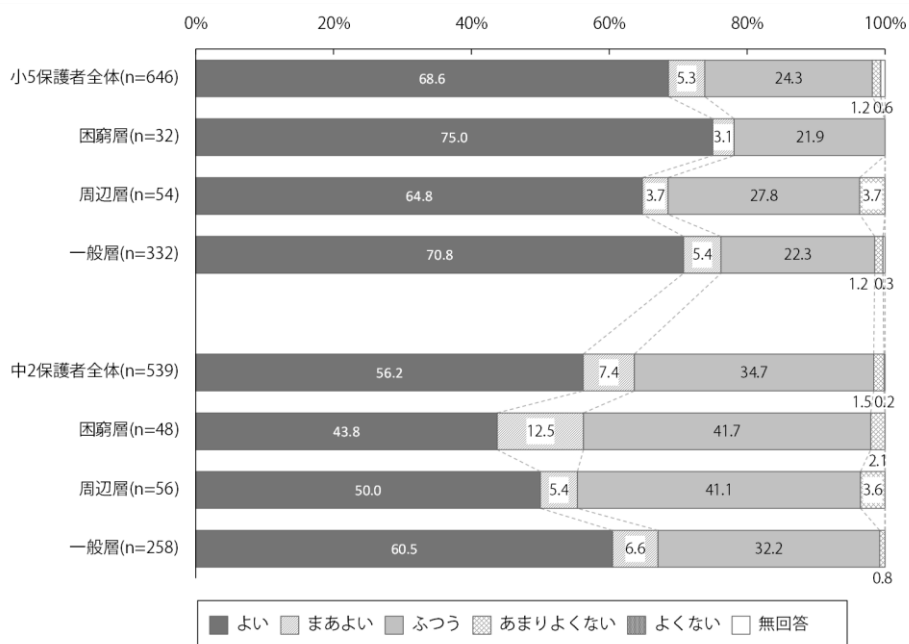
### (3) 健康状態

子どもの主観的健康状態は、困窮層ほど「よい」と「まあよい」を合わせた『よい』の割合が低くなっています。保護者からみた子どもの健康状態では、中学2年生の「よい」において生活困難度との相関がみられるものの、小学5年生では相関がみられません。

#### ● 子どもの主観的健康状態



#### ● 保護者からみた子どもの健康状態



全ての子どもに対してはもちろんのこと、生活困難な家庭の子どもに対する健康を保つための支援が重要と考えられます。

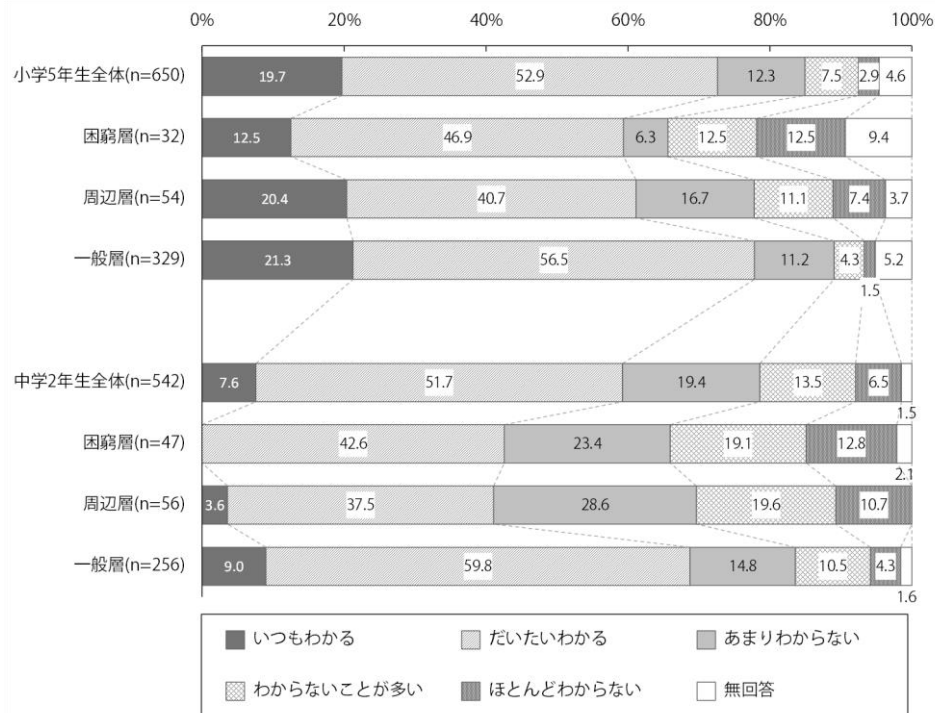


## 4 教育・学習・学習環境

### (1) 授業の理解度

小学5年生の72.6%が学校の授業を「いつもわかる」「だいたいわかる」としてはいますが、「わからないことが多い」「ほとんどわからない」を合わせた『わからない』の割合は、困窮層で25.0%、周辺層で18.5%、一般層で5.8%と困窮層で高くなっています。中学2年生では『わからない』の割合が困窮層で31.9%、周辺層で30.3%、一般層で14.8%と、いずれの年齢層でも困窮層で分からない割合が高くなっています。

#### ● 授業の理解度

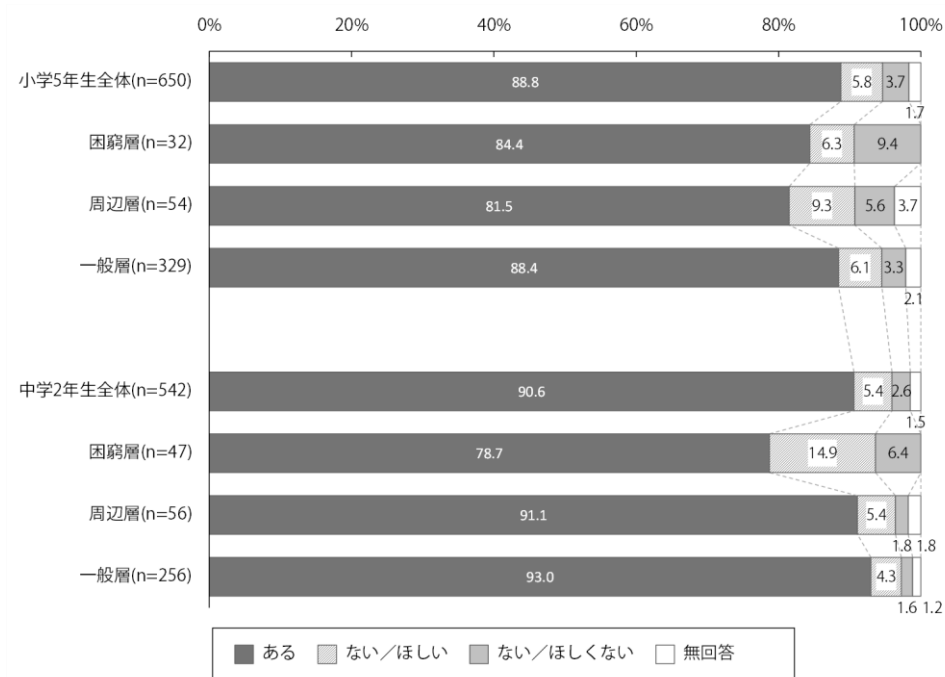


生活困難層では学校の授業の理解度が低くなる傾向がみられます。別の設問「授業がわからなくなった時期」では、小学5年生の授業が分からない子どもの50.9%が、小学3年生までに分からなくなったと回答し、中学2年生の授業が分からない子どもの48.1%が中学1年生のころに分からなくなったと回答しています。

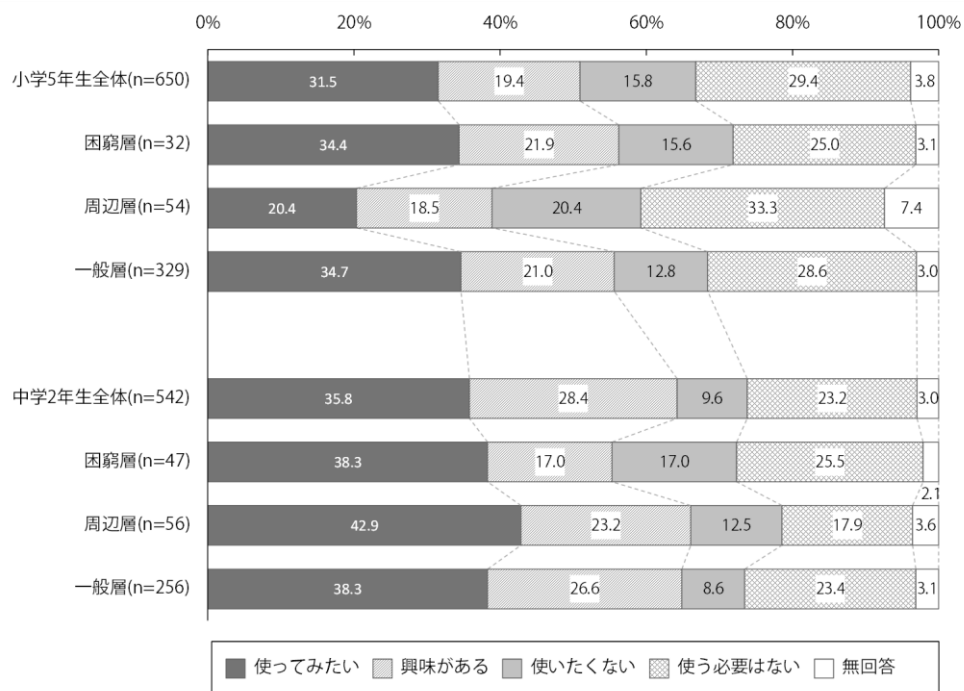
### (2) 勉強をする場所

小学5年生、中学2年生の約6%が「自宅で宿題(勉強)をすることができる場所」が「ない/ほしい」としてはいます。困窮層では小学5年生で6.3%ですが、中学2年生で14.9%となっています。一方、家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所について、「使ってみたい」の割合は、小学5年生の困窮層で34.4%、周辺層で20.4%、一般層で34.7%、中学2年生の困窮層で38.3%、周辺層で42.9%、一般層で38.3%となっています。

● 自宅で宿題をすることができる場所の有無



● 家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所の利用希望



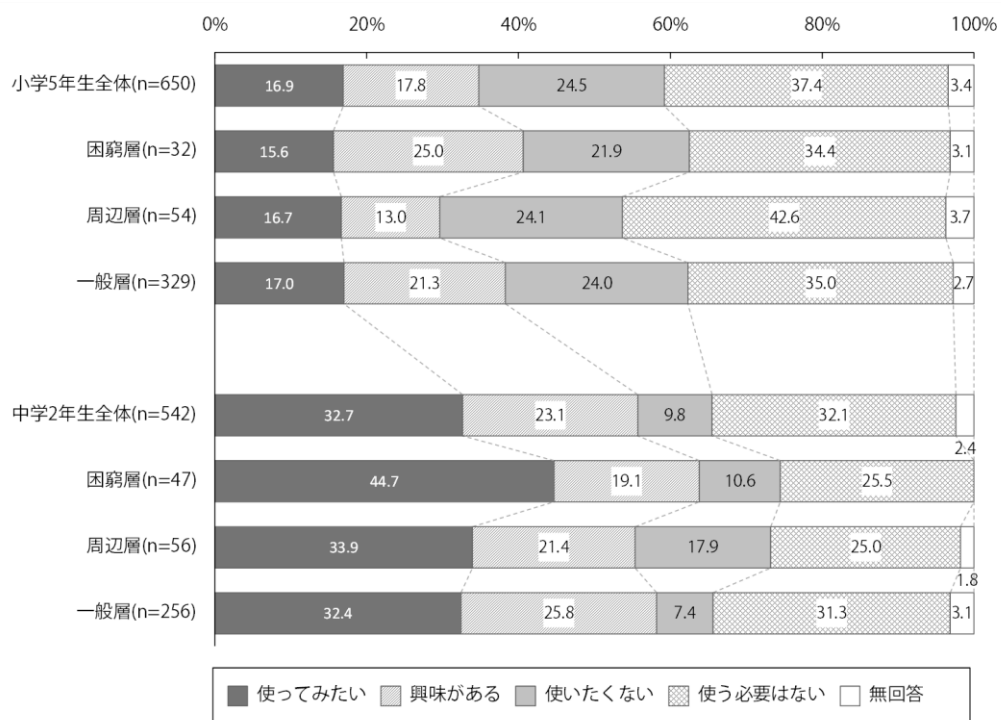
中学2年生の困窮層では自宅での勉強がしにくい状況が一部にみられます。「家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所」について、子ども自身の利用意向（興味）は高くなっています。学校や、学校以外での学習の支援が望まれ、年齢的には小学校低学年からの支援も視野に入れる必要があると考えられます。

## 5 求められる支援やサービス

### (1) 子どもの居場所

居場所事業について、中学2年生の約3割が、「(家以外で) 平日の放課後に夜まで安心してることができる場所」「(家以外で) 休日にいることができる場所」を「使ってみたい」としています。中学2年生の困窮層は一般層と比べて「使ってみたい」「興味がある」とする子どもの割合がより高くなっています。

#### ● (家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所の利用希望



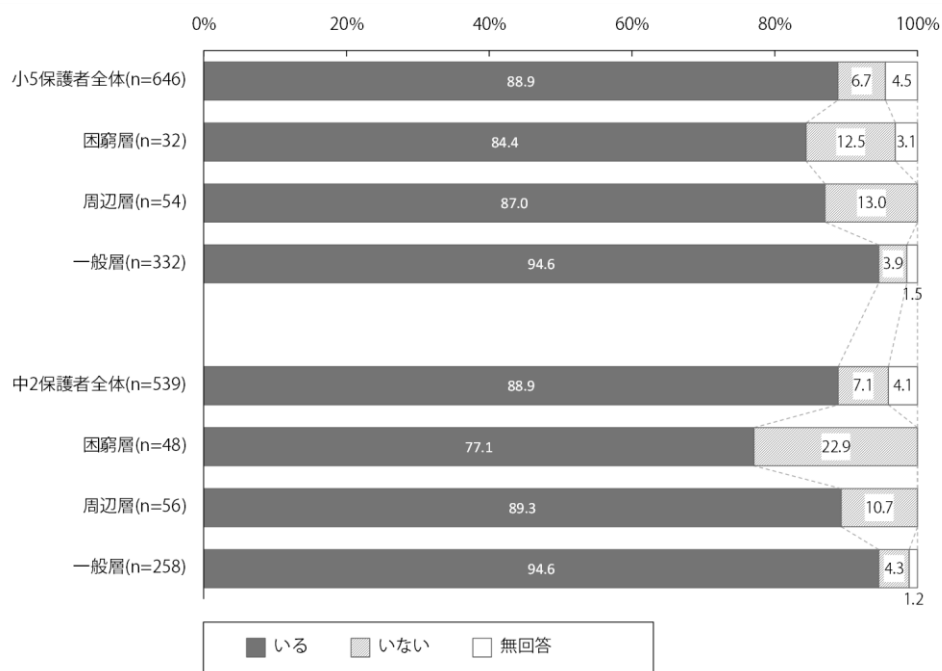
小学生よりも中学生のほうが平日の放課後や休日の居場所を求めています。別の設問「家の人がいないとき、夕ごはんをみんなで食べることができる場所」では、中学2年生の困窮層で利用希望が高くなっていました。

前述の、困窮層の割合、朝食の摂取、授業の理解度などでも、子どもの年齢が高いほうが状況が悪くなる傾向にあり、小学校卒業後の環境変化に対応した支援の形を検討する必要があると考えられます。

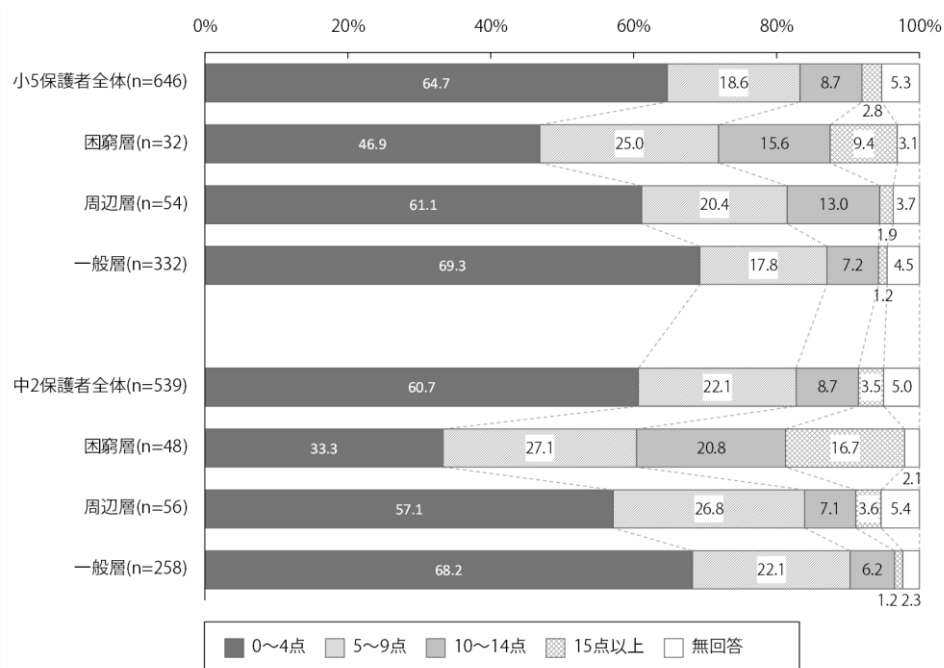
## (2) 保護者の相談先・抑うつ傾向

困ったときに相談する相手について、小学5年生の保護者の6.7%、中学2年生の保護者の7.1%が「いない」と回答しており、この割合は中学2年生の困窮層で22.9%と高くなっています。また、保護者の抑うつ傾向は小学5年生・中学2年生の保護者ともに困窮層で高くなっています。

### ● 保護者の、困ったときや悩みがあるときの相談相手の有無

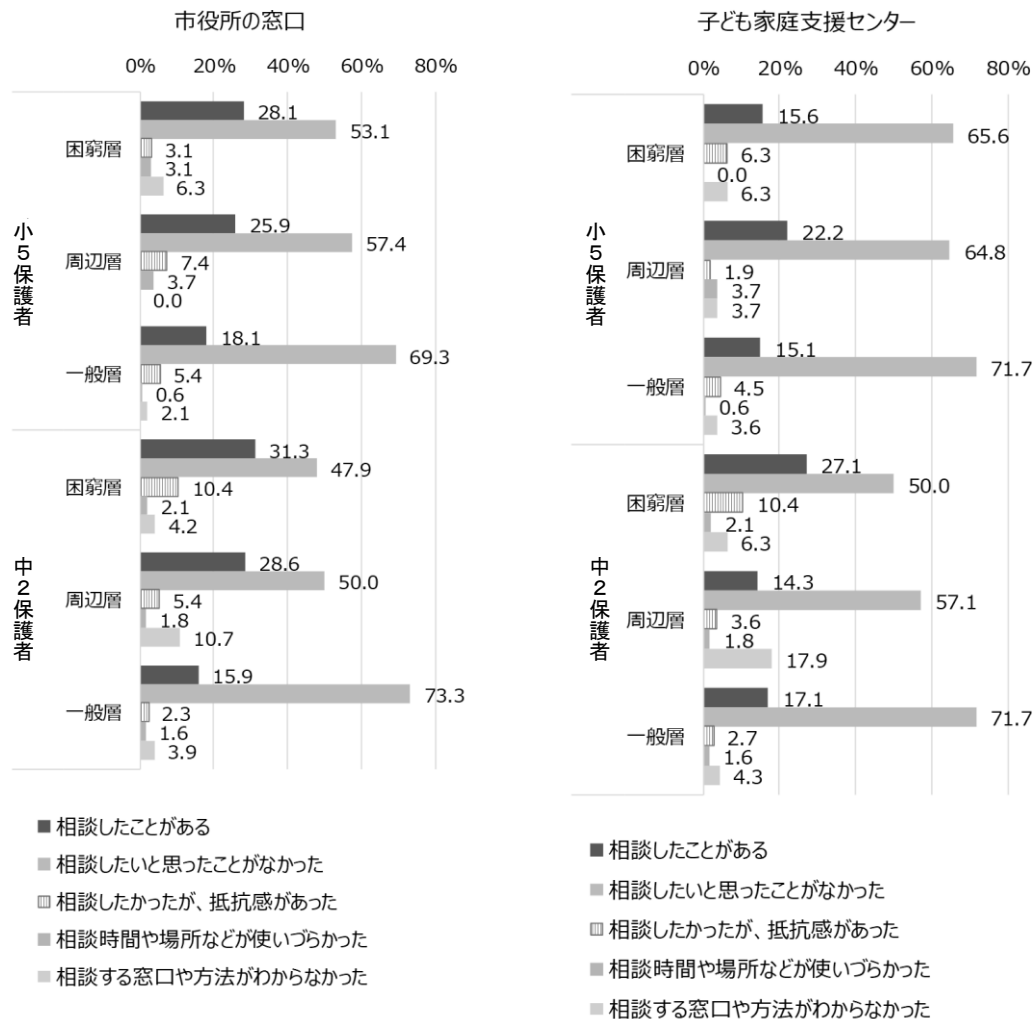


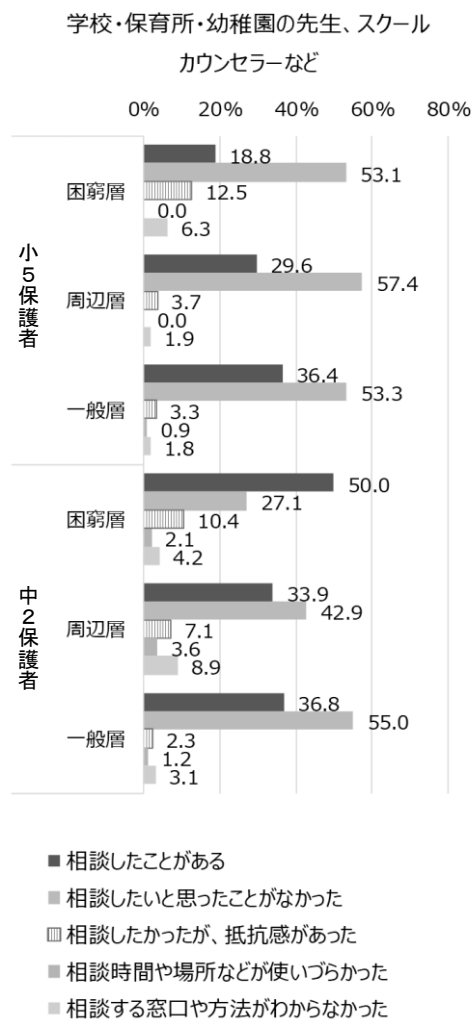
### ● 保護者の抑うつ傾向



### (3) 公的機関への相談状況

公的に設けられている相談先への相談状況では、いずれの相談先でも一定の「相談したかったが、抵抗感があった」がみられ、「子ども家庭支援センター」と「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」では困窮層においてその割合が他の層よりも高くなっています。





子どもへの直接的な支援と併せて、保護者の悩みや相談を受け止められる窓口・サービスの充実が必要と考えられます。その際、相談のしやすさや抵抗感を低減させるような工夫も重要と思われれます。

#### (4) サービスの周知

支援サービスの利用状況では、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」「子ども食堂（子どもカフェ）」「フードバンクによる食料支援」について、知らないため利用されていない割合が高く約3割となっており、困窮層は一般層に比べて各支援サービスについて非認知による不利用率が高い傾向にあります。

支援やサービスが設けられているにもかかわらず、それを必要とする層に対して支援が届いていない可能性があります。支援が必要な子どもと家庭に適切に支援が行きわたるような周知方法と提供体制が重要と考えられます。

## 2 ひとり親家庭等ニーズ調査の結果概要

### 1 調査の概要

#### (1) 調査の目的

ひとり親家庭への支援など、本市の子どもに関する計画づくりの参考とするため、ひとり親家庭等の生活状況やニーズの把握を目的として調査を実施したものです。

#### (2) 調査の方法

- 調査対象者：平成30年9月時点で児童育成手当受給資格をお持ちの方
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：平成30年10月19日（金）～11月9日（金）

#### (3) 回収状況

発送数	1,107件
回収数	348件
回収率	31.4%

### 2 結果の概要

#### (1) 回答者の状況

##### ■ ひとり親となった理由は、8割弱が「離婚」

ひとり親となった理由は、母子世帯で79.5%、父子世帯で78.6%が「離婚」となっています。「離婚」に続く理由を見ると、母子世帯では「未婚」、父子世帯では「死別」が多くなっています。

	回答数 (人)	離婚	死別	未婚	その他	無回答
全体	348	73.6	8.3	9.5	2.0	6.6
母子世帯	292	79.5	7.5	11.3	0.3	1.4
父子世帯	28	78.6	21.4	0.0	0.0	0.0

※網掛けは横軸の上位2位（無回答除く）。

### ■ ひとり親家庭の約84%は「母子家庭」

回答数348世帯のうち、母子世帯が292世帯(83.9%)、父子世帯が28世帯(8.0%)、配偶者に障害がある世帯が11世帯、養育者世帯が7世帯となっています。

### ■ 母子世帯及び父子世帯ともに40代が最も多い

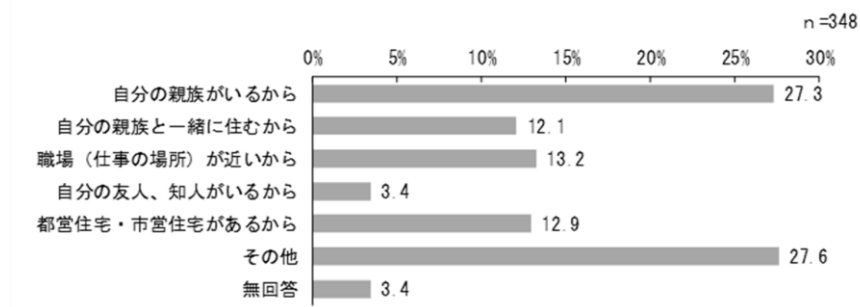
「母子世帯」「父子世帯」とも「40代」が最も多くなっており、「40代」及び「50代」の割合は「父子世帯」の方が「母子世帯」よりも高く、全体に父子世帯の方が保護者の年齢が高くなっています。

	回答数(人)	10代	20代	30代	40代	50代以上	無回答
全体	348	0.3	10.1	29.3	45.7	13.2	1.4
母子世帯	292	0.3	12.0	30.8	45.2	11.3	0.3
父子世帯	28	0.0	0.0	21.4	60.7	17.9	0.0
養育者世帯	7	0.0	0.0	14.3	14.3	71.4	0.0
配偶者に障害がある世帯	11	0.0	0.0	27.3	45.5	27.3	0.0

※網掛けは横軸の上位2位(母子・父子世帯のみ、無回答除く)。

### ■ 本市での居住の理由では「親族」の存在が大きい

本市への居住理由では「自分の親族がいるから」が27.3%、「自分の親族と一緒に住むから」が12.1%で、合わせて39.4%が親族の存在を居住理由にあげています。





(2) 家族構成

■ 12歳未満の子どもを養育している家庭が多い

養育している子どもは、母子世帯では、小学生（1～3年及び4～6年）が45.5%で最も多く、小学校入学前を合わせると70.5%となり約7割を占めています。父子世帯では、小学生（1～3年及び4～6年）が60.7%で最も多く、小学校入学前を合わせると、67.8%となっています。12歳未満の子どもを養育している家庭が多いことが分かります。

	回答数 (人)	小学校入 学前	小学 1～3年	小学 4～6年	中学生	高校生	大学・ 短大等	進学せず に働いて いる	その他	無回答
全体	348	23.9	19.3	29.0	32.5	31.6	3.4	2.3	2.0	2.3
母子世帯	292	25.0	17.1	28.4	33.6	33.6	3.4	2.7	2.4	1.4
父子世帯	28	7.1	32.1	28.6	35.7	28.6	7.1	0.0	0.0	0.0
養育者世帯	7	14.3	28.6	42.9	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
配偶者に障害がある世帯	11	45.5	18.2	27.3	36.4	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0

※網掛けは横軸の上位2位（母子・父子世帯のみ、無回答除く）。

■ 母子世帯の3割以上が親と同居

回答者本人（保護者）の親との同居の状況は、「母子世帯」で32.8%、父子世帯で21.4%が同居世帯となっています。

■ ひとり親になった時期と同じ時期に本市へ転入した人の割合の平均が高い

ひとり親になった時期と本市へ転入した時期が同時期である人の割合の平均が20.2%と高くなっています。ひとり親になってから本市へ転入した人の割合の平均は8.6%となっており、本市に居住してからひとり親になった人の割合の平均は12.4%となっています。別の設問で、本市への居住理由として、親族がいることが最も多かったことから、ひとり親になるとほぼ同じ時期に、親族を頼って転入してきた可能性が考えられます。

		問5 居住年数												
		回答数 (人)	1年未満	1年～ 2年未満	2年～ 3年未満	3年～ 5年未満	5年～ 7年未満	7年～ 9年未満	9年～ 11年未満	11年～ 13年未満	13年～ 15年未満	15年～ 20年未満	20年以上	
全体		340	2.6	4.1	5.0	5.3	7.4	7.6	9.4	7.4	8.2	12.9	30.0	
問6 ひとり親 になった からの 年数	1年未満	35	11.4	5.7	2.9	2.9	2.9	2.9	8.6	5.7	2.9	17.1	37.1	
	1年～2年未満	24	4.2	8.3	4.2	8.3	8.3	12.5	8.3			12.5	33.3	
	2年～3年未満	32	6.3		12.5	9.4	3.1		6.3	9.4	3.1	12.5	37.5	
	3年～5年未満	37	2.7	8.1	8.1	16.2	2.7	10.8	8.1	8.1		10.8	24.3	
	5年～7年未満	49		6.1	6.1	4.1	20.4	4.1	2.0	6.1	14.3	8.2	28.6	
	7年～9年未満	43	2.3	4.7	2.3		9.3	23.3	9.3	2.3	4.7	16.3	25.6	
	9年～11年未満	31				3.2	6.5	6.5	19.4	6.5	12.9	16.1	29.0	
	11年～13年未満	37			0.0	5.4	2.7	2.7	5.4	10.8	21.6	5.4	10.8	35.1
	13年～15年未満	18			5.6			5.6	0.0	0.0	5.6	50.0	11.1	22.2
	15年～20年未満	16				12.5	6.3	0.0	25.0				18.8	37.5
20年以上	1							100.0						

ひとり親になってから武蔵村山市に転入 平均8.6%

ひとり親になった時期と転入がほぼ同じ 平均20.2%

武蔵村山市に居住してからひとり親になった 平均12.4%

### (3) 養育費と面会交流

#### ■ 養育費が支払われている人は約2割、取り決めをしていない人は約4割

養育費の受け取りについて、「支払われている（定期的18.3%、不定期1.7%）」が20.0%で、「取り決めをしていない」が38.8%となっています。

#### ■ 母子世帯の7割以上が面会交流の取り決めをしていない

面会交流の取り決めの有無については、「していない」が70.2%と最も多くなっており、母子世帯では71.3%、父子世帯では59.1%となっています。

### (4) 住居の状況

#### ■ 母子世帯では賃貸住宅の居住が多く、父子世帯では自分の持ち家が多い

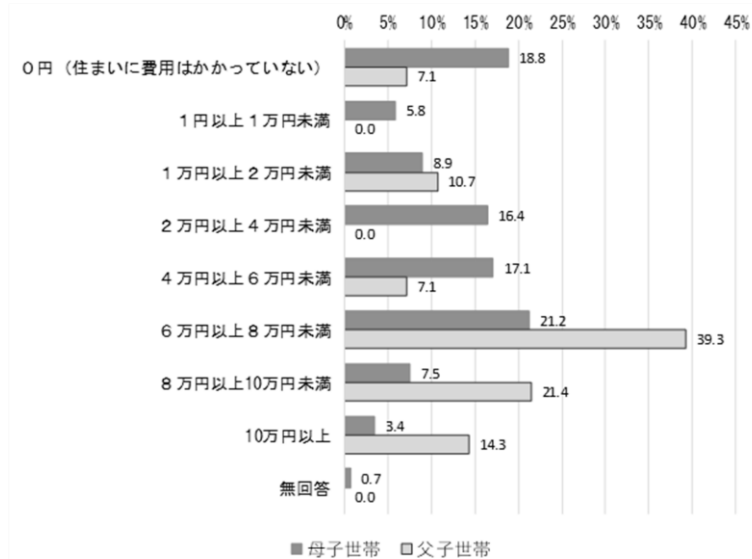
母子世帯では、民間の賃貸住宅が32.5%で最も多く、次に、都営住宅・市営住宅が27.4%で、賃貸住宅の割合が59.9%となっています。父子世帯では、自分の持ち家が53.6%で最も多くなっています。

#### ■ 子ども3人以上では「自分の持ち家」が増える

住居の状況を子どもの人数別に見ると、1人、2人では「自分の持ち家」が20%台であるのに対し、3人では45.2%、4人以上では40.0%となっています。

#### ■ 母子世帯では住まいにかかる費用の抑制がうかがえる

家賃・住宅ローンなど住まいにかかる1か月の費用は、母子世帯では「6万円以上8万円未満」が21.2%と最も多く、月6万円以上は父子世帯で割合が高くなっており、母子世帯の方がかかる費用の少ない住居に住む傾向がみられます。



## (5) 就労の状況

### ■ 85%以上が就労している

母子世帯の 86.6%、父子世帯の 89.3%が就労しています。

	回答数 (人)	働いている	働いて いない	無回答
全体	348	85.6	12.6	1.7
母子世帯	292	86.6	11.6	1.7
父子世帯	28	89.3	10.7	0.0

### ■ 母親の働いていない理由は「求職中」「家事・育児」「健康不安」

母子世帯の働いていない理由は、「求職中のため」「家事・育児のため」「自分の健康に不安があるため」がいずれも 20.6%で他の理由に比べて多くなっています。母子世帯の就労については、就労支援、子育て支援、健康保持の取組の必要性があると考えられます。

### ■ 母子世帯のほうが近隣で就労

就労場所は多摩地区での就労が母子世帯、父子世帯ともに一番多くなっています。

本市内で働いている人は、母子世帯の 4 割、父子世帯の 2 割となっており、母子世帯のほうが近隣で就労する傾向がみられます。

	回答数 (人)	武蔵村山市内	多摩地区	東京23区内	その他	無回答
全体	298	39.3	44.3	6.4	9.1	1.0
母子世帯	253	41.5	43.9	4.3	9.1	1.2
父子世帯	25	20.0	52.0	16.0	12.0	0.0

### ■ 母子世帯で多い就労形態は「パート・アルバイト」

母子世帯ではパート・アルバイトが 49.8%と多く、次いで、正社員・正職員が 37.2%となっています。父子世帯では、正社員・正職員が 84.0%と多くなっています。

	回答数 (人)	正社員・ 正職員	契約社員・ 派遣社員	パート・ アルバイト	自営業	その他	無回答
全体	298	41.9	7.4	45.0	2.7	2.7	0.3
母子世帯	253	37.2	7.9	49.8	2.0	2.8	0.4
父子世帯	25	84.0	0.0	8.0	4.0	4.0	0.0

※網掛けは横軸の上位 1 位（無回答除く）。

### ■ 父親のほうが就業時間が長い

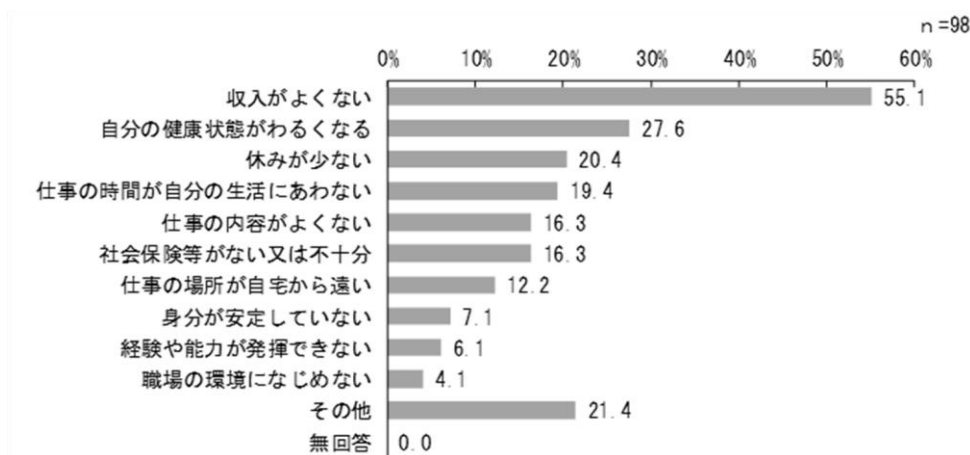
週当たりの平均就業時間は、母子世帯、父子世帯ともに、40 時間～50 時間が最も多くなっています。平均就業時間 51 時間以上は父子世帯で 32.0%、母子世帯で 6.3%となっており、父親の長時間の就労の状況がみられます。

### ■ 母子世帯では仕事を变えたい意向が高い

現在の仕事について、母親では仕事を变えたい割合が34.8%で、父親の24.0%と比べて多く、父親では、今の仕事を続けたい割合が76.0%で、母親の63.6%と比べて多くなっています。

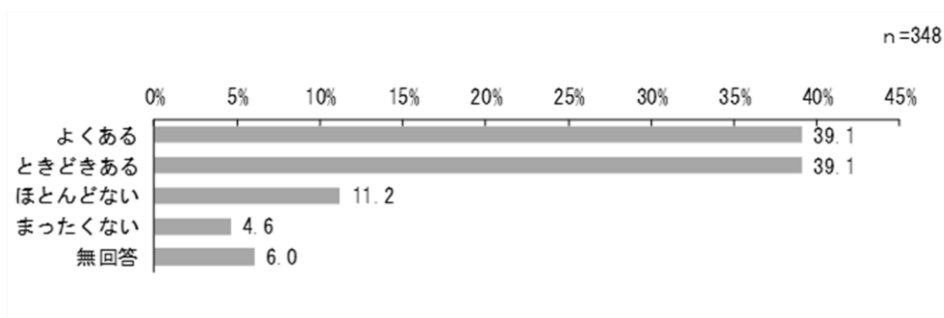
### ■ 仕事を变えたい大きな理由は「収入」

仕事を变えたい理由について、「収入がよくない」が55.1%で最も多く、「自分の健康状態がわるくなる」が27.6%となっています。



### ■ 「仕事のため、子どもと過ごす時間が少ない」が約8割

仕事と生活とのバランスについて「仕事のため、子どもと過ごす時間が少ない」と感じる回答は「よくある」が39.1%、「ときどきある」が39.1%となっています。



## (6) 資格の取得

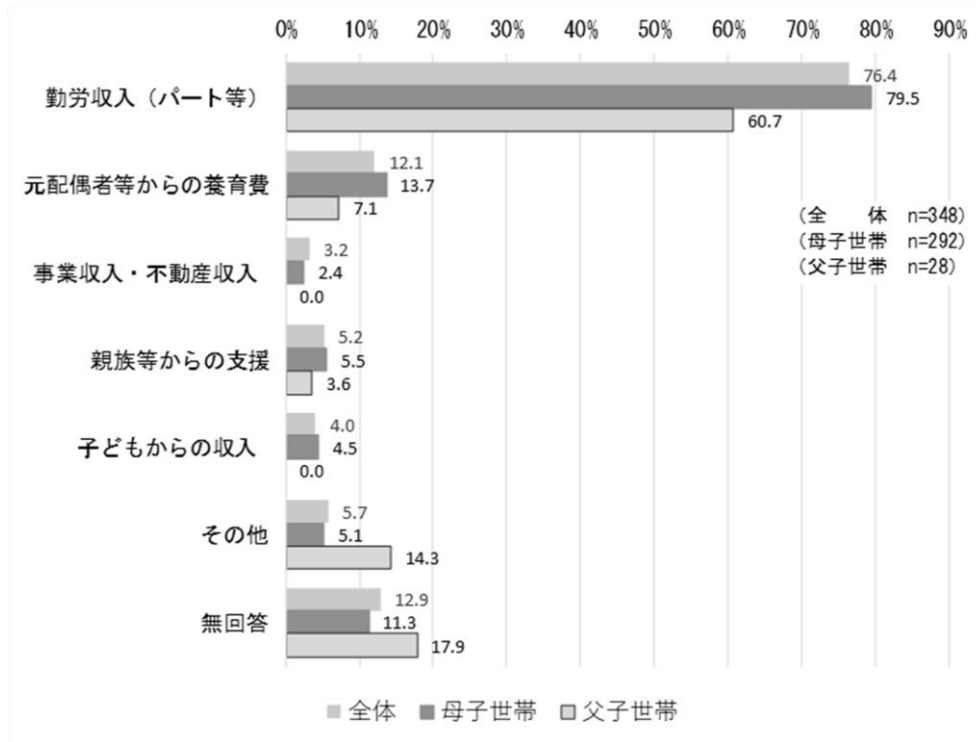
### ■ とりたい資格は「パソコン・OA関係」が多く、「費用」と「時間」が取得の悩み

とりたい資格では、「パソコン・OA関係」が10.9%と最も多く、資格をとるに当たっての悩みや困りごとでは「費用がかかる」が65.9%、「資格をとるための時間がない」が57.3%が多くなっています。

## (7) 収入

## ■ 世帯の収入源では、76.4%が「勤労収入（パート等）」、12.1%が「養育費」

収入源は「勤労収入（パート等）」が76.4%と最も多くなっており、「元配偶者等からの養育費」が12.1%、「親族等からの支援」が5.2%みられます。



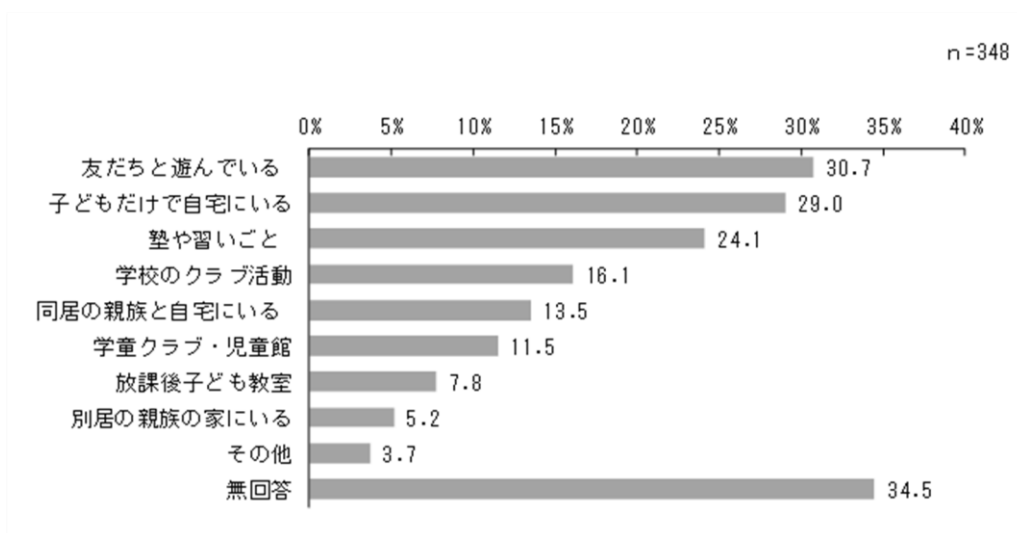
## ■ 母子世帯は父子世帯よりも100～200万円収入の低い人が多い

社会保障給付金（児童育成手当等）や公的年金を除く、世帯全員の年間収入は、母子世帯では、100～200万円未満が30.5%で最も多く、父子世帯では、300～400万円未満が32.1%で最も多くなっています。母子世帯では、300万円未満が68.9%となっており、約7割を占めています。

## (8) 子どもの状況

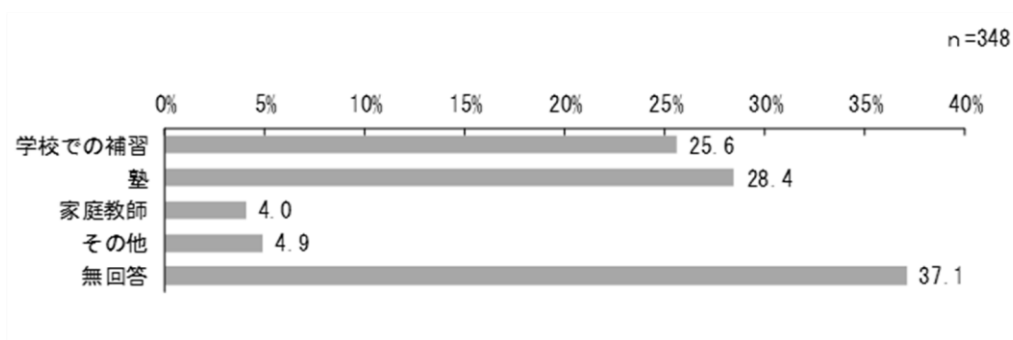
### ■ 子どもたちは「友だちと遊ぶ」に次いで「子どもだけで自宅にいる」

小・中学生の子どもの平日の放課後の過ごし方は「友だちと遊んでいる」が30.7%と最も多く、土・日曜日や長期休暇中も同様に「友だちと遊んでいる」が35.1%と最も多くなっています。次に多いのは「子どもだけで自宅にいる」で、平日の放課後は29.0%、土・日曜日や長期休暇中は32.2%となっています。



### ■ 子どもの学習支援は、3割弱が「塾」、次いで「学校での補習」を望んでいる

子どもの学習支援については、「塾」を望む回答が28.4%で最も多くなっており、「学校での補習」が25.6%となっています。



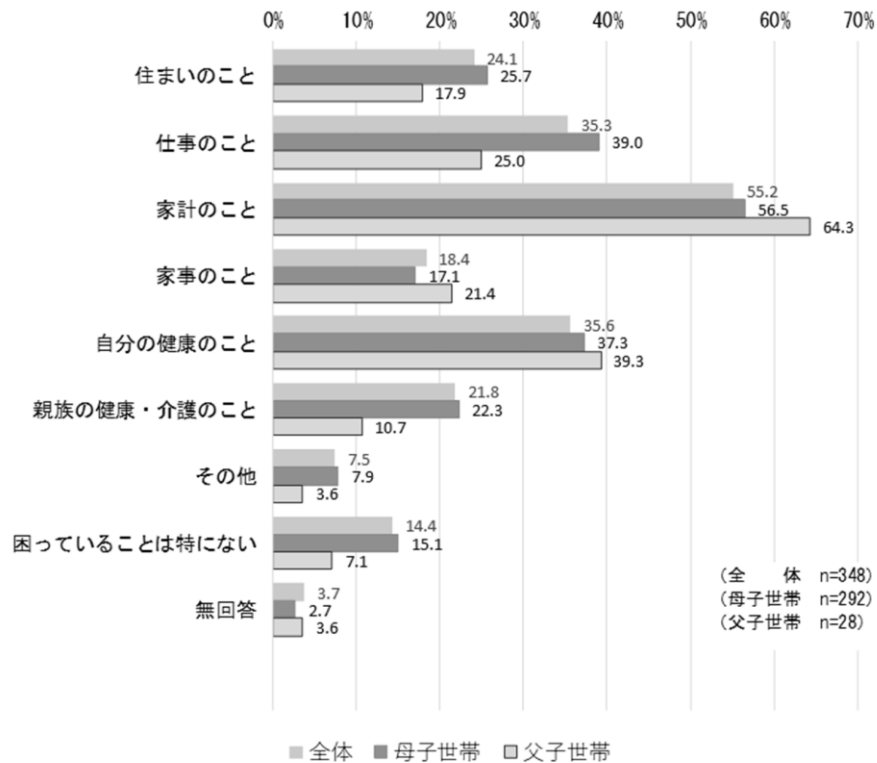
### ■ 中学卒業後は「進学」が最多

中学校卒業後の子どもについては、「進学している」が29.6%と最も多いのに対し、「働いている」は2.0%となっています。働いている子どもは、全員が働くことを希望していましたが、このうち1名については、経済的な事情で働く必要があったと回答しています。

## (9) 困りごとや悩みごと

### ■ 困りごとで最も多いのは「家計のこと」

保護者自身の困りごとでは、「家計のこと」が55.2%と最も多くなっています。「家計のこと」の割合は全ての年代で最も多くなっており、「自分の健康のこと」や「親族の健康・介護のこと」は、年代が上がるにつれて多くなっています。



### ■ 子育て等の悩みごとは子どもの教育や学習

子育てや子どもとの関わりにおける悩みは、「子どものしつけ・教育」が41.1%で最も多くなっています。子どもについての悩みでも、「子どもの勉強・学力」が47.7%と最も多く、次いで、「子どもの進路（進学・就職）」が39.4%となっており、ひとり親の保護者が子どもの教育や学習に対し悩みを抱えていることがうかがえます。

### ■ 悩みごとを相談しない人の7割弱は相談できる人がいない

悩みごとの相談相手は、「自分の親族」が53.2%と最も多くなっており、親族との近居・同居が居住理由で多かったことと合致しています。相談しない人が11.2%みられ、その人の相談しない理由では「相談できる人がいない」が66.7%で最も多くなっています。

## (10) 支援制度の認知と利用意向、情報の入手方法

### ■ 仕事に関する支援制度では「ハローワーク」の認知度が最も高い

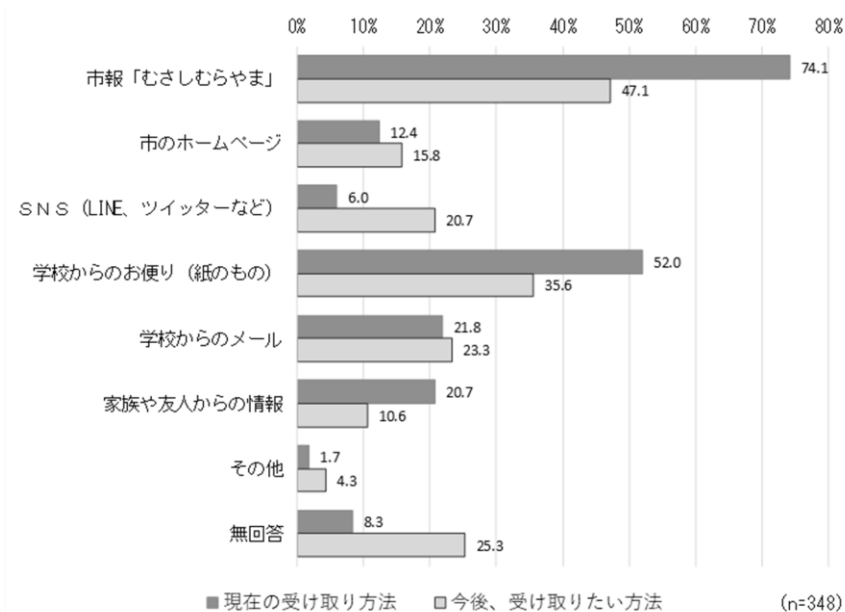
手当・資金及び医療費の助成に関する支援制度は、知っている人が多く認知度が高い状況にあります。一方で、子育て支援事業の支援制度のうち、子どもショートステイ事業や、育児支援ヘルパー事業は、制度の認知が進んでいない状況がみられました。また、仕事の支援制度ではハローワーク立川が「知っていた」64.9%で最も高くなっており、自立支援教育訓練や高等職業訓練に関する給付金、東京しごとセンター、東京都ひとり親家庭支援センターはあとなどは認知度が低くなっています。

### ■ 相談窓口の認知度は高いものの、自分が利用できる相談窓口がどこか分からない人も少数いる

仕事で困っている人は各種相談窓口について認知度が高い傾向にあります。一方で、39名の方が困りごとをどこにも相談しないと回答しましたが、うち3名(7.7%)の方が「どこで相談できるかわからない」と回答しています。困りごとを抱えており、各相談窓口の認知度は高い状況ですが、自分が利用できる相談窓口がどこか分からない人も少数いる状況です。

### ■ 情報入手は現状・希望とも「市報」がトップ。今後はネット利用も望む

子どもに関する施策や行事などの情報の入手方法については、現在、市報で受け取っている人が74.1%で最も多く、今後受け取りたい方法も市報を選択した人が47.1%で最も多くなっています。情報入手経路における市報の役割が大きいことが分かります。今後受け取りたい方法では、ホームページ、SNS、メールといったネット利用を望む傾向もみられます。





### 3 まとめと課題

ひとり親家庭の就労の形態は、父子家庭で「正社員・正職員」が約8割、母子家庭で「パート・アルバイト」が約5割となっており、年収の平均は母子家庭の人が低くなっています。また、困っていることでは、母子家庭・父子家庭ともに「家計のこと」が最も多くなっています。

母子家庭の場合、ひとり親家庭になったことで働き始める人が28.8%おり、就労先が決まるまでにかかった期間は「1か月以内(34.2%)」が多くなっています。生活のためにはすぐに仕事につかなければいけないという事情から、結果的に「パート・アルバイト」で働いている可能性があり、「収入」を理由に今後仕事を変えたいと考える人も母子家庭で多くなっています。また、母子家庭では、勤務時間、子育てへの理解、自宅に近いことや休みのとりやすさなどの職場環境も仕事選択の条件として求められています。

自身が望んでいる仕事や継続的・安定的に働いていける職場を見つけるために、就業相談窓口を利用する方法がありますが、就業相談窓口を知らない人も一部みられるため、相談窓口の周知も必要と考えられます。

収入源については、勤労収入が約76%と最も多く、次に、養育費が約12%となっています。養育費の取り決めをしていない人は約4割おり、面会交流については、約7割の人が取り決めをしていない状況です。子どものために必要な事項であることから、離婚の場合は、ひとり親家庭となる前に取り決めを行っておくことが望ましいと考えられます。

子どもに関する悩みでは、子どもの教育や学習の悩みが多く、放課後や休みの日を子どもたちだけで自宅で過ごしている割合は小・中学校とも約3割となっています。

これらの結果から、就労支援事業のほか、養育費や面会交流の制度等、本市で行っている事業の周知等を含め、複合的に周知度を高めていくことがひとり親家庭の支援として求められる点であると考えられます。

### 3 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）

## ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭・多子世帯等の自立を支援するため、行政の支援に確実に確実につながる仕組を整えるとともに、生活・住まい・学び・仕事を応援するために支援を充実

#### 支援につながる

- 相談窓口のワンストップ化の推進（①ひとり親家庭集中相談体制の整備等、②相談窓口への誘導、③ひとり親家庭支援ナビの作成及び活用、④支援情報ポータルサイトの活用、⑤携帯メールを活用した双方向型の支援、⑥全国の自治体のひとり親支援情報を「見える化」）【厚労】
- 自治体の窓口における相談の水準の向上【厚労】
- 生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進【厚労】

#### ひとり親家庭

#### 生活を応援

- 家事援助・保育サービスの充実【厚労】
- ひとり親家庭の生活・学習支援の実施（子供の居場所づくり等）【厚労】
- ショートステイ・トワイライトステイの充実【厚労】
- 母子生活支援施設の活用【厚労】
- 児童家庭支援センターの活用【厚労】
- 養育費の確保支援
  - ・養育費の相談支援の強化（弁護士による養育費相談の実施、取決め促進に効果的な取組を地方自治体に情報提供）【厚労】
  - ・パンフレット・合意書ひな形の作成及び離隔届書との同時交付等【法務】
  - ・財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正（中長期課題）【法務】
- 児童扶養手当に関する検討【厚労】
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し（利率のあり方等）【厚労】
- 生活福祉資金貸付制度の見直し（多子世帯等への教育支援資金等）【厚労】

#### 仕事を応援

- 就職に有利な資格の取得支援【厚労】
- 寄り添い型支援の実施【厚労】
- ひとり親の就労支援（ハローワークのひとり親全カササポートキャンペーン）【厚労】
  - ・自治体とハローワークの連携による取組や、マザーズハローワークの取組を強化
  - ・ひとり親を雇い入れた企業への助成の充実について検討
- ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進【厚労】

#### 社会全体で応援

- 子供の未来応援国民運動の推進（支援情報の一元的な集約・提供、支援活動と支援二不误のマッチング事業、地域における交流・連携事業の展開、民間資金を核とする基金創設等）【内閣府】

#### 学びを応援

- ひとり親家庭の子供等の学習支援【厚労】
  - ・ひとり親家庭の生活・学習支援の実施
  - ・高等学校卒業程度認定試験の合格支援
  - ・生活困窮世帯等の子どもの学習支援（高校生に対する中退防止の取組強化、家庭訪問の強化による生活困窮世帯等の自立促進）
  - ・生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入控除
- 学習が遅れがちな子供やさらに学びを深めたい子供への学習支援（地域未来塾・高校生未来塾（仮称））【文科】
- ひとり親家庭の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）【厚労】
  - ・家計管理等の講習会等の開催、高等学校卒業程度認定試験を目指す期への学習支援
- 教育負担軽減の更なる充実
  - ・幼児教育の段階的無償化へ向けた取組の推進【文科】
  - ・フリースクール等で学ぶ子供への支援【文科】
  - ・高校生等奨学給付金事業の充実【文科】
  - ・大学等奨学事業（無利子奨学金事業）の充実等【文科】
- 子供やその家庭が抱える問題への対応（学校をプラットフォームとした対策）
  - ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充【文科】
  - ・地域人材の活用や学校・福祉との連携によるアウトリーチ型家庭教育支援等
- 教育環境等の整備
  - ・青少年の「自立する」カ成援プロジェクトの実施【文科】
  - ・学校給食実施率の向上等【文科】

#### 住まいを応援

- 公的賃貸住宅や民間賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保【国交】
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進【厚労・国交】
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援【厚労】
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給【厚労】

（厚生労働省ホームページより）

## 4 子どもの貧困に対する東京都の施策

	教育支援	生活支援	保護者に対する就労支援	経済的支援
生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法による教育扶助（基準額、教材代、学習支援等）</li> <li>生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費、技能修得費）</li> <li>進学準備給付金の支給</li> <li>教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法による生活相談・援助</li> <li>生活困窮者自立支援制度による子供の学習・生活支援</li> <li>ひとり親世帯の親の高校就学支援</li> <li>若年者の雇用就業支援等</li> <li>都営住宅における子育て世帯の入居機会の拡大</li> <li>住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法による就労準備及び就労支援</li> <li>ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援</li> <li>就労活動促進費の支給</li> <li>就労自立給付金の支給</li> <li>能力開発訓練（公共職業訓練）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法による各種扶助</li> <li>生活福祉資金の貸付</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者自立促進事業：就労支援、次世代育成支援（塾代・学習相談ボランティア派遣費用）等</li> </ul>			
生活困窮者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>受験生チャレンジ支援貸付事業</li> <li>授業料に係る負担軽減</li> <li>学習活動等に係る負担軽減</li> <li>教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）（再掲）</li> <li>校内寺子屋</li> <li>地域未来塾</li> <li>放課後子供教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援制度による自立相談・家計改善相談支援</li> <li>生活困窮者自立支援制度による子供の学習・生活支援</li> <li>子供の居場所創設事業</li> <li>子供サポート事業立上げ支援事業</li> <li>子供食堂推進事業</li> <li>フードパントリー設置事業</li> <li>子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業</li> <li>若年者の雇用就業支援等（再掲）</li> <li>都営住宅における子育て世帯の入居機会の拡大（再掲）</li> <li>住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援制度による就労準備支援</li> <li>ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援（再掲）</li> <li>能力開発訓練（公共職業訓練）（再掲）</li> <li>正規雇用等転換安定化支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金の支給</li> <li>生活福祉資金の貸付（再掲）</li> </ul>
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等生活向上事業（子供の生活及び学習支援）</li> <li>母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子・父子自立支援員による相談・支援</li> <li>ひとり親家庭支援センター事業（生活相談等）</li> <li>ひとり親家庭等生活向上事業（区市町村における相談支援、会計管理・生活支援講習会等）</li> <li>都営住宅における子育て世帯の入居機会の拡大（再掲）</li> <li>住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭支援センター事業（就業支援）</li> <li>ひとりの親の資格・技能取得のための支援（給付金、資金貸付）</li> <li>母子・父子自立支援プログラム策定事業</li> <li>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</li> <li>能力開発訓練（公共職業訓練）（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当の支給</li> <li>児童育成手当の支給</li> <li>母子・父子福祉資金の貸付</li> <li>女性福祉資金の貸付</li> <li>ひとり親家庭支援センター事業（養育費相談）</li> <li>養育費確保支援事業</li> <li>ひとり親家庭等医療費助成</li> </ul>
社会的養護のもとで生活する子供	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設における学習・進学支援等</li> <li>自立生活スタート支援事業（就学支度資金貸付）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援強化事業</li> <li>ジョブ・トレーニング事業</li> <li>養育家庭等自立援助補助事業</li> <li>児童養護施設退所者等の就業支援事業</li> <li>専門機能強化型児童養護施設</li> <li>乳児院の家庭養育推進事業</li> <li>住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進（再掲）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自立生活スタート支援事業（技能習得資金貸付等）</li> <li>児童養護施設退所者等に対する自立支援</li> <li>資金貸付事業（資格取得支援費等）</li> <li>自立援助促進事業</li> </ul>
4分野における施策の調整・普及啓発		<ul style="list-style-type: none"> <li>子供の貧困対策支援事業</li> <li>子育てサポート情報普及推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※各支援及び対象世帯等に係る主な施策を掲載（一部、すべての世帯等を対象とした施策も含む）</li> </ul>	

(令和2年3月「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」より)

## 5 子供の貧困に関する指標

教育の支援			
指標	直近値	算出方法	
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	93.7% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）の卒業生総数のうち、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学した者の数の占める割合 (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1% (平成30年4月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数で、その年の翌年3月までに中退した者の数を除したものの (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	36.0% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程又は一般課程）、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数のうち、大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般課程）又は各種学校への進学した者の割合 (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	
児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後	95.8% (平成30年5月1日現在)	その年度末に中学校を卒業した者の数のうち、その年度の翌年度（5月時点）に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設に進学している者の数の占める割合 (出所：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
	高等学校等卒業後	30.8% (平成30年5月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校（3学年）を修了した者の数のうち、大学、短期大学、高等専門学校（4学年に進級した者）、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設への進学している者の数の占める割合 (出所：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)

指標		直近値	算出方法
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)		81.7% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所、幼稚園又は認定こども園が選択されている者の割合 (出所：全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	95.9% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、高等学校又は高等専門学校に在籍している者の割合 (出所：全国ひとり親世帯等調査)
	高等学校等卒業後	58.5% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、大学、短期大学、専修学校又は各種学校に在籍している者の割合 (出所：全国ひとり親世帯等調査)
全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の割合 (出所：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人 (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の数 (出所：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	58.4% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある中学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー(準ずる者を含む。)が配置された小学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	89.0% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー(準ずる者を含む。)が配置された中学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)

指標		直近値	算出方法
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)		65.6% (平成29年度)	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2% (平成30年度)	「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
	中学校	56.8% (平成30年度)	
高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	—	高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金、授業料等減免)を当該年度において利用した者の数 (注)高等教育の修学支援新制度については令和2年4月から開始。  (出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ)
	短期大学	—	
	高等専門学校	—	
	専門学校	—	

生活の安定に資するための支援			
指標		直近値	算出方法
電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))
	子供がある全世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))
食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9%  衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))  (※) 食料が買えない経験(よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%) 衣服が買えない経験(よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%)
	子供がある全世帯	食料が買えない経験 16.9%  衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))  (※) 食料が買えない経験(よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%) 衣服が買えない経験(よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%)

指標		直近値	算出方法
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)	ひとり親世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者（「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。）の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)
	等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)	子供がある世帯で等価可処分所得が第Ⅰ～Ⅲ十分位の世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者（「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。）の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)

### 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

指標		直近値	算出方法
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8% (平成27年)	母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、就業している者の割合 (出所：国勢調査)
	父子世帯	88.1% (平成27年)	父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、就業している者の割合 (出所：国勢調査)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.4% (平成27年)	就業している母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所：国勢調査)
	父子世帯	69.4% (平成27年)	就業している父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所：国勢調査)



経済的支援			
指標		直近値	算出方法
子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% (平成27年)	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子供（17歳以下）の数を子供の数で除したもの (出所：国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	7.9% (平成26年)	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子供（17歳以下）の数を子供の数で除したもの (出所：全国消費実態調査)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8% (平成27年)	貧困線に満たない大人一人（18歳以上65歳未満）と子供（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所：国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	47.7% (平成26年)	貧困線に満たない大人一人（18歳以上）と子供（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所：全国消費実態調査)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	42.9% (平成28年度)	養育費の取決めをしている母子世帯の親の数を母子世帯の親の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査)
	父子世帯	20.8% (平成28年度)	養育費の取決めをしている父子世帯の親の数を父子世帯の親の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯	69.8% (平成28年度)	養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数を母子世帯の子供の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査（特別集計）)
	父子世帯	90.2% (平成28年度)	養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数を父子世帯の子供の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査（特別集計）)

(子供の貧困対策に関する大綱より)

## 6 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会設置要綱

武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会設置要綱

平成 31 年 4 月 25 日  
武蔵村山市訓令(乙)第47号

(設置)

**第1条** 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)の趣旨を踏まえ、武蔵村山市における子どもの貧困対策についての計画である(仮称)武蔵村山市子どもの未来応援プラン(次条において「子どもの未来応援プラン」という。)を地域の実情及び市民の意見を反映して策定するため、武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 懇談会は、子どもの未来応援プランの素案の作成に関し必要な事項を検討審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

**第3条** 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員11人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 教育施設関係者 2人
- (3) 社会福祉関係者 4人
- (4) 公募による市民 2人

(座長及び副座長)

**第4条** 懇談会に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(任期)

**第6条** 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

**第7条** 懇談会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

## 7 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会委員名簿

氏名	区分	所属等
◎木村 容子	学識経験者	日本社会事業大学 社会福祉学部教授
○大谷 恵美子	社会福祉関係者	武蔵村山市民生・児童委員協議会会長
宮崎 ますみ	学識経験者	武蔵村山病院 小児科医
榎本 昭	学識経験者	東京弁護士会
押本 純樹	教育施設関係者	公立小学校長会代表
榎戸 千代子	教育施設関係者	公立中学校長会代表
武内 まゆみ	社会福祉関係者	武蔵村山市社会福祉協議会代表
江郷 勝哉	社会福祉関係者	法人立保育園長会代表
草間 教子	社会福祉関係者	NPO法人子育て未来ネットこどもと
田中 和典	公募による市民	
小林 充子	公募による市民	

◎:座長 ○:副座長

## 8 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会開催経過

日時・場所	会議の開催経過
日時： 令和元年7月1日(木) 午後5時30分から 場所： 市役所 301 会議室	第1回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会 議題 1 座長及び副座長の選任について 議題 2 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会に関する運営要領(案)について 議題 3 懇談会の進め方について 議題 4 (仮称)武蔵村山市子どもの未来応援プラン構成案について 議題 5 その他
日時： 令和元年8月1日(木) 午後5時30分から 場所： 市役所 301 会議室	第2回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会 議題 1 武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について 議題 2 その他
日時： 令和元年11月28日(木) 午後5時30分から 場所： 市役所 301 会議室	第3回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会 議題 1 武蔵村山市子どもの未来応援プランの策定期日について 議題 2 蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について 議題 3 その他
日時： 令和2年1月23日(木) 午後5時30分から 場所： 市役所 301 会議室	第4回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会 議題 1 武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について 議題 2 その他
日時： 令和2年2月27日(木) 午後5時30分から 場所： 市役所 301 会議室	第5回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会 議題 1 武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について 議題 2 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会報告書について 議題 3 その他

## 9 武蔵村山市子どもの未来応援プラン（素案）について（報告）

令和2年3月10日

武蔵村山市長 藤野 勝 様

武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会  
座 長 木村 容子

### 武蔵村山市子どもの未来応援プラン（素案）について（報告）

令和元年6月に改正された子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）（以下「子どもの貧困対策法」といいます。）では、「市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。」とされ、市町村計画の策定が努力義務となりました。

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの相対的貧困率は平成27年に13.9%と報告されています。一方、武蔵村山市では市内の子どもと家庭の現状を把握するため「生活実態調査」「ひとり親家庭等ニーズ調査」を実施し、支援が必要と考えられる家庭と子どもの存在が明らかになっています。

国を挙げての取組である子どもの貧困対策の推進は、武蔵村山市においても重要であると考えられ、市町村の計画策定が努力義務とされたこととも併せて、今この時に、子どもの貧困対策を規定した「武蔵村山市子どもの未来応援プラン（以下「本応援プラン」といいます。）」が策定されることは非常に意義のあることです。

当懇談会では、本応援プランについて5回にわたり、慎重に議論をかさねてきた結果、掲載された施策・事業等については、武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画など関連の深い計画との整合を図りながら、国が重点施策としている項目に沿って必要な施策・事業等が網羅されていることから、おおむね妥当であると認めました。

なお、以下に、素案に対して当懇談会から出された意見を整理したので、これらの意見にも留意され、よりよい計画とされることを要望いたします。

## 1 総論的意見

子どもの貧困対策法の目的に「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため（略）」と記されている。

本応援プランの基本理念を「子どもの幸せな未来を応援するまち武蔵村山市 ～ 全ての子どもたちとその家庭を見守り支援する ～」と設定しているのは、まさにこの法の目的に沿ったものである。基本理念に掲げたとおり、市の全ての子どもと家庭を念頭に、必要な支援が行き届くよう計画を推進されたい。

## 2 個別的意見

### （1）本応援プランの対象について

○現在の素案で、本応援プランの対象は上述の総論的意見とも関連し、「この応援プランは、全ての子ども及びその家庭が対象です。特に、経済的な困難をはじめ、そこから派生する様々なニーズを抱える子ども及びその家庭とします。」となっている。冒頭の、全ての子ども及びその家庭を対象とする旨の記載は、法の目的に沿うことに加え、当懇談会の意見が反映されたものである。

○子どもの貧困対策は、単に経済的な支援に終わるものではなく、貧困の連鎖を断ち切るための教育の充実、学習の場や多様な体験の提供、子どもたちの居場所、家庭生活全般までといった様々な側面からの支援が連携し、全ての子どもと家庭に対してなされるべきというのが当懇談会の総意であり、本プランによる事業の実施は経済的困難の解消の側面のみにとらわれることなく行われるよう留意されたい。

### （2）基本目標について

○「基本目標1 支援につなげる・支援をつなぐ」では、「貧困の連鎖を断ち切るためには、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築が重要」としている。貧困の連鎖を断ち切ることの重要性は、国の方針にもあるが当懇談会でも注目した点である。その観点から、基本目標1や基本目標2に記載のとおり、子どものことを第一に考えること、子どもたちが自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるようにすることなど、子どもの視点に立って貧困の連鎖を断ち切る取組の推進に努められたい。

○「基本目標 5 経済的な支援」では、母親の妊娠・出産時から子どもの乳幼児期、小学校入学後、中学校を卒業した後まで援助することが記載されている。支援は妊娠中から必要であり、例えば妊娠した時に、母親が経済的な困難を抱える等の理由により適切な食事がとれないとなると、生まれてくる子どもにも影響が出る。生まれた子どもが育ち、次に親になる準備も含めて、支援はライフステージの中で考えるものである。子どもの未来を応援するプランとして、乳幼児期、小学生、中学生、さらには中学校卒業後など、子どもの年齢層を切って対応を図るのではなく、子どもが生まれる前の親を含め、次の世代へとつながるような切れ目のない支援の視点をもって施策の推進に努められたい。

### (3) 施策の連携について

○第3章 基本的な考え方の第3節。施策の体系の次に記載された「施策等連携のイメージ」図では、全ての子どもたちとその家庭に対して、支援につなげる窓口、学びを応援する施策といった個々の施策領域が個別に対応していくのではなく、施策・部署の連携による総合的な支援を提供していくことがイメージ化されている。

○当懇談会では、全ての子どもたちは地域で暮らし、社会で支えるのも地域の力であることから、「地域」という言葉を図に加えることを要望し、この形となった。素案の各所に記載されているとおり、地域の子どもたちに対して、市の施策・部署の連携により様々な支援をつなぐ、そこに地域社会の力も活かすということはこの応援プラン推進の基本的な事項と考える。施策・部署の連携が着実に図られるよう努められたい。

### (4) 子どもの居場所づくりについて

○第4章第3節、「3-1 子育て支援サービスの充実」「3-2 子どもの居場所づくり」では、乳幼児期の親子の居場所から、小学校入学後の子どもの居場所まで、様々な居場所についての施策が記載されている。一方、今、中学生や高校生の居場所がなくなっているという意見が当懇談会でも出されている。武蔵村山市では、中学校卒業後までの子どもが安心して過ごせる居場所づくりへの支援として、「子ども食堂推進事業」により市民活動の支援を始めたところであるが、家庭の状況などにかかわらず、子どもたちが安心して過ごすことのできるような居場所については引き続き取り組むよう努められたい。



（5）応援プランの推進と市民への啓発活動について

○第2章は当初素案で「計画の概要」となっていたところ、当懇談会の意見により「応援プランの概要」へと変更された。本応援プランがより市民に広がるようにと意図したものである。第4章第6節、「社会全体で応援」にあるとおり、子どもの貧困対策では、地域に根差した市民活動等による「気付き」や、行政によるいわゆる「公助」の仕組みだけではなく「地域ぐるみ」の支え合いが重要である。「6-2 市民への啓発活動」に掲げた、市民活動、制度等の周知、子どもの貧困問題そのものに対する市民の理解などが進むよう、様々な機会を通じての啓発活動に努められたい。

## 10 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会設置要綱

### 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会設置要綱

平成元年5月7日  
武蔵村山市訓令(乙)第1号

(設置)

**第1条** 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)の趣旨を踏まえ、武蔵村山市における子どもの貧困対策についての計画である(仮称)武蔵村山市子どもの未来応援プラン(次条において「子どもの未来応援プラン」という。)を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、子どもの未来応援プランの原案を作成し、市長に報告する。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員12人をもって組織する。

2 委員は、健康福祉部長、子ども家庭部長、企画財政部企画政策課長、健康福祉部障害福祉課長、同部生活福祉課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども青少年課長、同部子ども青少年課児童担当課長、同部子ども子育て支援課長、教育部教育総務課長、同部指導・教育センター担当課長及び同部文化振興課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ健康福祉部長の職にある委員及び子ども家庭部長の職にある委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

**第6条** 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 11 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会委員名簿

氏名	職名	備考
◎鈴木 義雄	健康福祉部長	令和2年4月1日～
◎佐野 和実		～令和2年3月31日
○乙幡 康司	子ども家庭部長	令和2年4月1日～
○神山 幸男	健康福祉部子ども家庭担当部長	令和元年11月1日～
○鈴木 浩		～令和2年3月31日
増田 宗之	企画財政部企画政策課長	令和2年4月1日～
鈴木 義雄	企画財務部企画政策課長	～令和2年3月31日
阿部 淳一	健康福祉部障害福祉課長	
田代 勝久	健康福祉部生活福祉課長	
川口 渉	健康福祉部健康推進課長	令和2年4月1日～
中野 育三		～令和2年3月31日
佐藤 哲郎	子ども家庭部子ども青少年課長	令和2年4月1日～
室賀 和之	健康福祉部子ども育成課長	～令和2年3月31日
児玉 眞一	子ども家庭部子ども青少年課児童担当課長	令和2年4月1日～
木村 朋子	子ども家庭部子ども子育て支援課長	令和2年4月1日～
	健康福祉部子育て支援課長	～令和2年3月31日
井上 幸三	教育部教育総務課長	
赤坂 弘樹	教育部指導・教育センター担当課長	令和2年4月1日～
勝山 朗	教育部指導担当参事	～令和2年3月31日
高橋 一磨	教育部文化振興課長	令和2年4月1日～
	健康福祉部子ども育成課児童担当課長	～令和2年3月31日
中村 顕治	教育部文化振興課長	～令和2年3月31日

◎:委員長 ○:副委員長

## 12 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会開催経過

日時・場所	会議の開催経過
日時: 令和元年6月26日(水) 午後3時30分から 場所: さくらホール集会室	第1回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会 議題 1 (仮称)武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定方針等について 議題 2 今後のスケジュールについて 議題 3 次回の開催日程について
日時: 令和元年7月29日(月) 午後4時から 場所: 市役所301会議室	第2回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会 議題 1 武蔵村山市子どもの未来応援プランの策定期日について 議題 2 武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について
日時: 令和元年11月21日(木) 午後3時30分から 場所: さくらホール集会室	第3回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会 議題 1 武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について
日時: 令和2年1月21日(火) 午後3時から 場所: 中部地区会館401大集会室	第4回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会 議題 1 武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について
日時: 令和2年2月13日(木) 午前9時から 場所: 中部地区会館401大集会室	第5回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会 議題 1 武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について
日時: 令和2年5月13日(水) 書面開催	第6回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会 議題 1 武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について 議題 2 武蔵村山市子供の未来応援プラン(素案)に対する意見公募の結果について

※第6回は新型コロナウイルスの影響を考慮し書面開催

## 13 計画策定に向けた市民参加

### 1 アンケート調査

#### (1) 生活実態調査

- ・調査対象 : 市内在住で公立学校に通う小学5年生及び中学2年生の子ども本人とその保護者
- ・調査方法 : 学校を通じ配付・回収
- ・調査期間 : 平成30年10月2日(火)から10月15日(月)まで
- ・配付対象数 : 小学5年生(子ども・保護者とも) 800票  
中学2年生(子ども・保護者とも) 689票
- ・回収結果 : 小学校5年生 有効回答数 650票 回答率 81.3%  
小学校5年生の保護者 有効回答数 646票 回答率 80.8%  
中学2年生 有効回答数 542票 回答率 78.7%  
中学2年生の保護者 有効回答数 539票 回答率 78.2%

#### (2) ひとり親家庭等ニーズ調査

- ・調査対象 : 平成30年9月時点で児童育成手当受給資格をお持ちの方
- ・調査方法 : 郵送配布・郵送回収
- ・調査期間 : 平成30年10月19日(金)から11月9日(金)まで
- ・回収結果 : 発送数 1,107件 回収数 348件 回収率 31.4%

### 2 パブリックコメント(意見公募)

武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について

- ・募集期間 : 令和2年3月20日(金)から4月19日(日)まで
- ・意見件数 : 8件(6人)

武蔵村山市子どもの未来応援プラン

(令和2年度～令和6年度)

---

発行年月：令和2年7月

発行：武蔵村山市

編集：武蔵村山市健康福祉部福祉総務課

住所：〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

T E L：042-565-1111（内線番号：155・156）

F A X：042-565-1504



武蔵村山市